

建設業法の改正等に伴う青森市工事請負契約標準約款の改正について

<主な改正内容>（令和3年4月1日施行）

1 建設業法改正に対応するもの

令和2年10月1日から施行された建設業法の一部改正を受け、改正を行いました。

（1）工事現場に設置する技術者として「監理技術者を補佐する者」（監理技術者補佐）が新設されたことに伴う改正

（第10条第1項第2号、同条第2項）

（2）著しく短い工期を禁止する規定を追加

（第20条の2）

2 前払金使途の拡大

これまでの使途のほか、現場管理費及び一般管理費等まで拡大しました。

（第36条）

【参考】これまでの使途

材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料